様式第七（第五十八条関係）

解体業変更届出書

年　　月　　日

　さいたま市長　様

（郵便番号）

　住　　所

　氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　電話番号

　　　　年　　月　　日付け第　　　　　　　　　　　号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第６３条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更の内容 | 新 | 旧 |
|  |  |
| 変更の理由 |  |

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

**誓　　　約　　　書**

　　年　　月　　日

（宛先）さいたま市長

　申請者、法定代理人、役員※１及び政令で定める使用人※２については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号。以下「法」という。）第６２条第１項第２号（又は第６９条第１項第２号）に規定する以下のイからヌのいずれにも該当しないことを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文 | 欠格事項 |
| 法第６２条第１項第２号 | イ | ○心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ロ | ○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ハ | ○以下の法令等による罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者・この法律、廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）・刑法第２０４条(傷害罪)、第２０６条(現場助勢罪)、第２０８条(暴行罪)、第２０８条の２(凶器準備集合及び結集罪)、第２２２条(脅迫罪)、若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律 |
| ニ | ○第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員※１であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ホ | ○その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ヘ | ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員○暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者 |
| ト | ○営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員※１を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの |
| チ | ○法人でその役員※１又は政令で定める使用人※２のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの |
|  | リ | ○法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの |
|  | ヌ | ○個人で政令で定める使用人※２のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの |

誓約者

住　所

氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

※１　役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者等）を含む。

※２　政令で定める使用人とは、法施行令第５条で規定する申請者の使用人で、本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者又は継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者をいう。